

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
社会福祉団体活動支援事業	みよし市社会福祉協議会を始め、社会福祉団体に補助金を交付し、地域福祉の推進を図る。	福祉課
民生児童委員活動事業	民生委員法で規定する民生児童委員協議会に対して支援を行う。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の把握、相談を行い、困窮状態から脱出できるよう支援を行う。	福祉課
在日外国人福祉給付金支給事業	日本に在留する外国人で、国民年金の給付を受けることができないものに対して、在日外国人高齢者福祉給付金を支給することにより、当該外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。国民年金に加入することができなかった当該外国人に、月額10,000円を給付する。	長寿介護課
生活保護総務事業	生活保護法に基く生活困窮者等の自立支援及び給付事務を行うための経費等である。	福祉課
生活保護扶助事業	生活困窮状態にある者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活に活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助によってもなお、最低生活が営めない場合に困窮の程度に応じた援助を行う。	福祉課
災害見舞金等支給事業	災害により被害を受けた市民に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。 災害見舞金 1件 60,000円(家屋の全焼・全壊) 1件 150,000円(死亡又は死亡と推定) 災害弔慰金 1人 5,000,000円(生計維持主) 1人 2,500,000円(その他)	福祉課
在宅医療連携推進事業	市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、在宅医療と介護等の連携推進を目的とする。在宅医療介護担当者の情報共有を図るため、ICTを活用した連携システム導入や往診を行う医療機関が共同で利用できる医療機器購入を助成する。	長寿介護課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターの適切な運営・公正かつ中立性の確保・円滑な運営を図るために運営協議会の設置をする。包括的支援事業に関する業務を実施する。令和4(2022)年度に、4圏域、4センターとし、事業委託を含めて増設した。	長寿介護課
生活支援体制整備事業	住民主体で地域課題の解決につながる仕組みづくりを目的に、協議をする場である協議体を設置し、協議の円滑化、支援の仕組み構築を支援する生活支援コーディネーターを配置して、互助による仕組みづくりを支援する。	長寿介護課
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族の支援を総合的に行うため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェ、認知症ケアパス等に取り組みとともに、認知症初期集中支援チームによる専門的な支援が行える体制を整える。	長寿介護課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の人が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができるように、市が中心となって地区医師会と連携する仕組みを構築する。	長寿介護課
地域ケア会議推進事業	地域包括ケアの深化に向け、個別ケースの集積から地域づくりの流れを意識した関係者の意識の統一、各種取組の目的共有のため、ささえ愛会議、自立支援型ささえ愛会議、地域包括ケア推進会議等を開催している。	長寿介護課
認知症高齢者等あんしん補償事業	①行方不明時の早期の発見・保護を目的に認知症高齢者等の写真等の情報を市に事前に登録する制度 ②事前登録のうち希望者に、市が契約者となって、個人賠償責任保険に加入する制度 ③事前登録のうち希望者に衣服や持ち物に貼り付ける二次元コード付きみまもりシールを交付する制度	長寿介護課
地域福祉計画策定事業	施策を計画的かつ効率的に推進するため、施策事業の目標指標を設定する。計画の評価、計画の見直しを行うため、地域福祉計画審議会を設置し、目標の進捗度など、その評価結果を踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行う。	福祉課
高齢者虐待予防事業	高齢者の虐待による被害の予防と、市民への啓発活動を実施する。	長寿介護課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①断らない相談支援、②社会とのつながりや参加の支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	福祉課
高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)入居者に対し、生活援助員を派遣し、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。 ・65歳以上の夫婦のみ世帯(配偶者は60歳以上) ・65歳以上の親族からなる二人世帯(同居者は60歳以上) ・65歳以上の単身世帯	長寿介護課
老人保護措置事業	高齢者から家庭環境や経済上の理由により、在宅生活が困難で入所の必要があると「入所判定審査会」が判断したときは、当該高齢者を養護老人ホーム等に入所措置する。他にも虐待を受けている高齢者等を緊急的に特別養護老人ホーム等に入所措置する。	長寿介護課
敬老祝賀事業	多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、敬老金を支給することにより長寿を祝福し、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。 市内在住の80歳、90歳、100歳以上の者を対象に、敬老金を支給する。	長寿介護課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
福祉センター運営管理事業	福祉センターの運営管理を指定管理者である社会福祉法人みよし市社会福祉協議会が行う。福祉センターの維持管理のため施設の修繕を行う。 指定管理期間 令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日 5年間	長寿介護課
老人憩いの家運営管理事業	地区老人憩いの家の運営管理を指定管理者である各地区いきいきクラブが実施。地区老人憩いの家の維持管理のため施設の修繕を行う。 指定管理期間 令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日 5年間	長寿介護課
国民年金事務事業	国民年金の第1号被保険者の資格異動・一般免除申請・学生納付特例等の受付をし、内容確認後に年金事務所及び名古屋広域事務センターへ進達をしている。法定受託事務以外の手続や年金相談については、豊田年金事務所を紹介している。	保険健康課
高齢者配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事の提供及び安否の確認を行うため、配食サービスを実施して、永年住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう支援することにより、福祉の増進に資することを目的とする。	長寿介護課
高齢者等移動支援事業	[タクシー料金助成] 在宅の要介護認定者に対し、22,680円(630円×36回)のチケットを助成する。  [さんさんバス料金助成] 65歳以上の高齢者に対し、さんさんバス料金を全額助成する。	長寿介護課
家族介護用品支給事業	在宅でねたきり高齢者などを介護している家族を対象に、介護用品を支給することにより、介護家族の身体的、経済的負担の軽減を図る。 [対象] ・要介護3から5までと認定された人で、在宅で介護を受けている人	長寿介護課
在宅介護者等介護手当支給事業	【在宅介護者等介護手当】令和5(2023)年度から月額2,000円から月額3,000円に変更して、手当を支給する。 [対象]市内に引続き1年以上居住し、要介護3から5までの認定を受けている65歳以上の人、又はその常時介護者	長寿介護課
高齢者日常生活用具・住宅改修費支給事業	高齢者日常生活用具の給付 ・65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な、ひとり暮らしの人 ・65歳以上で足腰の衰え等により歩行に不安のある人 ・65歳以上で医師が補聴器の使用を推奨する人 高齢者、住宅改修費支給 要支援、要介護の認定を受けている人がいる世帯	長寿介護課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
介護保険サービス利用者負担額軽減事業	1 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していたものに対し、その利用者負担額を軽減する。 2 利用者負担の軽減を実施する社会福祉法人のサービス利用に伴う利用者負担の一部又は全部を軽減し、当該社会福祉法人に市が助成する事業	長寿介護課
介護人材育成等支援事業	介護職員初任者研修等(介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修をいう。以下同じ。)及び嚙下障害ワークショップを受けた者並びに介護職員雇用PRを実施した法人に対する助成を実施している。令和3(2021)年度から、訪問看護に係る研修に対しての補助も行なう。	長寿介護課
介護保険運営事務	介護保険の保険者として、被保険者の資格管理に関わる事務等を行う。 介護保険システム管理や介護保険事業所の指定・指導業務を行い、介護保険を運営する。	長寿介護課
国保連合会委託事業	①介護給付費の支払 ②高額介護サービス費支給対象者抽出 ③介護保険料の特別徴収に関する事務を、国保連合会に委託する。	長寿介護課
高齢者福祉計画兼介護保険事業計画推進事業	3年毎に見直しが行われる高齢者福祉計画兼介護保険事業計画を策定する。	長寿介護課
介護保険料賦課徴収事務	介護保険第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の賦課徴収事務を行う。	長寿介護課
介護認定審査会事務	被保険者が介護保険サービスを受けるために、要介護・要支援の判定を受ける必要があるため、5人の委員で構成される合議体で介護度を審査・判定する。	長寿介護課
介護認定調査事務	介護認定を判定するために、調査員が対象者を訪問して、心身状態に関する74項目の調査を行う。併せて、対象者の主治医が意見書を作成し、介護認定判定の資料を作成する。	長寿介護課
介護保険趣旨普及事務	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険の仕組みが理解できるようにわかりやすい普及啓発用の配布物を作成する。	長寿介護課
居宅介護サービス給付事業	要介護者が、指定居宅サービス事業者の行う在宅サービスを受けたときに、費用の9割、8割又は7割を給付する。	長寿介護課
施設介護サービス給付事業	要介護者が、介護保険施設に入所して介護サービスを受けたときに、費用の9割、8割又は7割を給付する。	長寿介護課
居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援(居宅介護サービス計画の作成、介護サービス事業所との利用調整等)に対する費用の10割を給付する。	長寿介護課
居宅介護福祉用具購入事業	在宅の要介護者が、福祉用具を購入したときに、費用の9割、8割又は7割を支給する。	長寿介護課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
地域密着型介護サービス給付事業	要介護者が、地域密着型介護サービス(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を受けたときに、費用の9割、8割又は7割を給付する。	長寿介護課
居宅介護住宅改修事業	在宅の要介護者が、手すりの取り付けの住宅改修を行ったときに、費用の9割、8割又は7割を支給する。	長寿介護課
介護予防サービス給付事業	要支援者が、指定介護予防サービス事業者の行う介護予防サービスを受けたときに、費用の9割、8割又は7割を給付する。	長寿介護課
地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、指定地域密着型介護予防サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護)を受けたときに、費用の9割、8割、又は7割を給付する。	長寿介護課
介護予防福祉用具購入事業	在宅の要支援者が、福祉用具の購入したときに、費用の9割、8割又は7割を支給する。	長寿介護課
介護予防サービス計画給付事業	指定介護予防支援事業所が行う介護予防支援(介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス事業所との利用調整等)に対する費用の10割を給付する。	長寿介護課
介護予防住宅改修事業	在宅の要支援者が、手すりの取付け等の住宅改修を行ったときに、費用の9割、8割又は7割を支給する。	長寿介護課
介護(予防)サービス給付審査支払事業	国保連合会に、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画費等の請求に関する審査及び支払いの管理を行ってもらいその費用を支払う。	長寿介護課
高額介護(予防)サービス事業	利用者負担額が世帯合計で1か月の負担上限額を超えた場合に、高額介護サービス費として、超えた分を支給する。	長寿介護課
特定入所者介護サービス事業	施設サービスに関する食費及び居住費並びにショートステイに関する食費及び滞在費について、所得の低い利用者に対し、施設の平均的な費用と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する。	長寿介護課
特定入所者介護予防サービス事業	ショートステイに関する食費及び滞在費について、所得の低い利用者に対し、施設の平均的な費用と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する。	長寿介護課
高額医療合算介護(予防)サービス事業	介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった時に、年間の限度額を超えた分を支給する。	長寿介護課
財政安定化基金拠出金事務	介護保険法第147条に基づき、保険者の介護保険財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から資金の交付・貸付を受けるために、一定の拠出金を負担する。	長寿介護課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が訪問型サービス又は通所型サービスを受けたときに、費用の9割、8割又は7割を給付する。	長寿介護課
介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに対する費用の10割を給付する。	長寿介護課
高額介護予防サービス費相当事業	利用者負担額が世帯合計で1か月の負担上限額を超えた場合に、高額介護予防サービス費として、超えた分を支給する。	長寿介護課
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった時に、年間の限度額を超えた分を支給する。	長寿介護課
介護予防普及啓発事業	世代交流サッカー健康増進教室 市内在住の高齢者及び孫を対象に健康教室を名古屋グランパスと協働し開催する。 回想法教室 昔懐かしい話を参加者とし、脳の活性化を図り、認知症の進行を抑制する効果が期待される回想法教室を、特別養護老人ホーム安立荘と協働し実施する。	長寿介護課
地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する運動等の活動を行う住民主体の団体を通いの場として登録し、運動に必要な講師を派遣する。	長寿介護課
成年後見制度利用支援事業	高齢者が地域生活に困難を抱えた時に、その人の権利・財産等を守るための支援・相談を行う。認知症等のために判断能力の不十分な高齢者のために本人に代わって市長が家庭裁判所に後見開始等の審判請求の手続等を行う。	長寿介護課
地域支え合い体制づくり事業	【認知症サポーター養成事業】認知症高齢者とその家族への支援を学ぶことができるようにする。	長寿介護課
介護サービス相談員派遣事業	介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者、家族及びスタッフの話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員の育成を行い、定期的にサービス提供の場へ派遣し、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図り、利用者等の苦情を未然に防止するために実施する。	長寿介護課
介護予防・生活支援サービス事業審査支払事業	国保連合会に介護予防・生活支援サービス費の請求に関する審査及び支払いの管理を行ってもらいその費用を支払う。	長寿介護課
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職がもつ専門的知識を地域に還元するため、地域ケア会議、サービス担当者会議、通いの場、介護予防教室等にリハビリ専門職を派遣する。	長寿介護課
障がい者福祉計画策定事業	「第5期障がい者計画」令和5(2023)年度改訂 「第7期障がい福祉計画」令和5(2023)年度改訂 「第3期障がい児福祉計画」令和5(2023)年度改訂	福祉課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
心身障がい者扶助費等給付事業	障がい者手帳所持者に対し、在宅心身障がい者扶助費を支給 愛知県から特定医療受給者証を受けている人等に見舞金と通院に対する交通費を支給 精神又は身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人(児)に対して特別障がい者手当等を支給	福祉課
障がい者自立支援事業	障がい福祉サービス利用希望者に対し、適正な給付を行う。 障がい福祉サービスの利用者・保護者への相談支援を行い、必要な情報の提供や助言を行う。 自立支援給付、地域生活支援事業(障がい福祉サービス)の支給を決定する。	福祉課
障がい者福祉センター事業	障がい者福祉センターを指定管理者制度により管理、運営を行う。	福祉課
障がい者施設整備事業	障がい福祉サービス事業所「さくらの丘」施設建設に伴う、医療事業団、愛知県社会福祉協議会貸付金の償還金の県補助分を除いた額を市より補助することにより、福祉の増進と施設の健全運営を図る。	福祉課
障がい者等サポートセンター事業	旧障がい者福祉センターを「障がい者等サポートセンター」に改修し、精神障がい者等サポート事業を実施。精神障がい者等(ひきこもり含む)の相談窓口や活動場所を開設する。施設管理は市が直接、事業は市内法人に委託する。	福祉課
福祉医療費支給事業	各医療費の受給資格者に対して、医療費(保険適用分)の自己負担額を支給する。 県:1/2(該当する受給資格要件のみ)	保険健康課
療養給付費負担金事務	後期高齢者医療被保険者への医療療養給付費の一部を、負担金として保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付する(財源構成) 被保険者保険料:1割、後期高齢者支援金:4割、公費:5割(国4/6、県1/6、市1/6)	保険健康課
後期高齢者医療健康診査事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者に対して、後期高齢者質問票を用いて、特定健診に準じた検査項目の健康診査を実施する。また、「フレイル予防」のための保険事業と介護予防事業を一体的に実施する。	保険健康課
献血推進事業	血液事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、昭和39(1964)年8月に閣議決定後、全ての血液製剤を国内自給するとともに安全性を高めるため、昭和61(1986)年に200ml献血に加え400ml献血、成分献血を導入するなど献血事業を推進してきた。	保険健康課
救急医療対策推進事業	市民の安全で安心できる医療体制の一環として、休日夜間等の救急医療体制を確保するため、西三河北部医療圏の構成市(豊田市、みよし市)で救急医療対策事業を行う。	保険健康課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
市民病院負担金事業	地方公営企業法第17条の2に基づく救急医療の確保、保健衛生業務、建設改良費等の一般会計負担分を支払っている。	保険健康課
未熟児養育医療給付事業	身体の発達が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたものについて、その治療に必要な医療費を公費で負担する。 国:1/2、県:1/4、市:1/4	保険健康課
国保連合会負担事業	医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)の点検等の処理手数料等	保険健康課
国民健康保険税賦課徴収事業	国民健康保険の賦課徴収費用	保険健康課
国民健康保険趣旨普及事業	制度改正の多い国民健康保険制度の周知を図るため、国保税の算定時等に納税通知に同封して、制度の理解を深めていただくため送付	保険健康課
国保運営協議会運営事業	国民健康保険の税率等重要事項を審議するため、12名の運営協議会委員により組織されている。委員の任期は2年である。	保険健康課
一般被保険者療養給付事業	被保険者の疾病、負傷に対しての保険給付 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等	保険健康課
一般被保険者療養費支給事業	被保険者への現金給付及び保険医療機関以外への現物給付 コルセット等の支給、海外療養費及びはり・灸等	保険健康課
国民健康保険審査支払事業	医療機関から国民健康保険団体連合会へ提出された診療報酬明細書(レセプト)の審査手数料支払	保険健康課
一般被保険者高額療養費支給事業	医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担金の軽減を図ることを目的として、算定基準額を超える場合に高額療養費を支給。	保険健康課
一般被保険者高額介護合算療養費支給事業	年間の国保と介護保険の自己負担合計額が高額になる場合に、一定の限度額を超えた金額を高額介護合算療養費として支給する制度。	保険健康課
出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に対する出産育児一時金の支給	保険健康課
葬祭費支給事業	被保険者の死亡に対する葬祭費の支給。	保険健康課
特定健康診査等事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保険者(市町村国保、各健康保険組合等)でのメタボリック(内臓脂肪)に着目した特定健診・特定保健指導が平成20(2008)年度から開始となった。	保険健康課
医療費通知事業	国保被保険者に対して、かかった医療費およびジェネリック医薬品差額の通知をする。	保険健康課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
国民健康保険レセプト点検事務	医療機関から提出された診療報酬明細書(レセプト)の点検審査費用	保険健康課
後期高齢者医療推進事業	平成20(2008)年4月から保険者業務全般を愛知県後期高齢者医療広域連合が行い、市町村は資格確認書等の発行等窓口業務や保険料の徴収業務等を行っている。 市は資格確認書の発行、資格申請・各種給付受付などの事務を行う。	保険健康課
後期高齢者医療保険料賦課徴収事務	平成20(2008)年4月から保険者業務全般を愛知県後期高齢者医療広域連合が行い、市町村は資格確認書等の発行等窓口業務や保険料の徴収業務等を行っている。 市は広域連合による保険料決定に基づき、保険料額の期割計算、通知、収納などの事務を行う。	保険健康課
愛知県後期高齢者医療広域連合納付金事務	保険者業務全般を行っている愛知県後期高齢者医療広域連合に各種負担金を納付する。 基盤安定負担金:低所得者等の保険料軽減相当額、保険料負担金:市町村が徴収した保険料等の実額、事務費負担金:均等割10%、後期高齢者人口割45%、人口割45%	保険健康課
保健対策推進事業	市民の疾病予防、健康の保持増進、健康づくりに関する事項について審議する。委員の任期は2年である。	保険健康課
予防接種健康被害調査会事業	予防接種健康被害調査会は、市長の諮問に応じて、市が実施する定期の予防接種に起因すると思われる健康被害の発生事例に関する医学的見地からの調査及び審議を行う。委員の任期は2年である。	保険健康課
健康診査事業	健康増進法に基づき健康診査事業を行い、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげ、健康づくりの推進を図る。	保険健康課
感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生の予防、まん延を防止するための正しい知識の普及啓発を推進する。	保険健康課
健康相談事業	心身の健康に関する相談に個別に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として行っている。近年は生活習慣病予防相談に重点を置いている。 令和3(2021)年度より健康の道等整備事業を統合。	保険健康課
健康教育事業	心身の健康についての正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行うことにより、健康への認識・自覚を高め、健康の保持増進を図ることに努め、病気にかからないことを目的に実施する。	保険健康課
歯科保健推進事業	障がい者社会福祉通所系事業所のサービス利用者に対し、歯科医師及び歯科衛生士が歯科健診や歯科保健指導を実施する。 また、豊田加茂歯科医師会が実施する「歯・口の健康づくり推進事業(8020表彰、往診歯科器材整備事業)」に対し補助をする。	保険健康課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
栄養改善事業	地域における生涯を通じた食育推進の担い手として、食生活健康推進員の養成及び育成を行い、地域の健康づくり活動を進める。 また、地域ボランティア組織「みよし市食生活健康推進員会」に補助金を交付し、健全な食生活を実践することができる食育活動の取組みに対し支援を行う。	保険健康課
予防接種事業	予防接種法に基づく、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)及び任意予防接種(市独自の助成事業)を実施している。	保険健康課
スポーツ推進審議会運営事業	スポーツ推進審議会はスポーツ基本法に基づき設置するもので、スポーツの推進に関し教育委員会からの諮問に応じて、審議、答申を行う。	スポーツ課
スポーツ推進委員等運営事業	スポーツ推進委員はスポーツ基本法において、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うものとされている。 また、地区スポーツ委員は各行政区に1人ずつ配置しスポーツ推進委員と連携しながらスポーツ実施率の向上を図る。	スポーツ課
スポーツ協会補助事業	スポーツ協会は、みよし市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及と振興を図り、市民の健全な心身の発展に寄与することを目的に、加盟団体の活動支援、指導者の養成・確保、顕彰をはじめ、前述の目的を達成するために必要なスポーツ振興事業を実施している。	スポーツ課
体育施設管理運営事業	旭グラウンド、きたよしグラウンド、太陽の広場、三好公園総合体育館、三好公園屋外体育施設、三好丘公園・三好丘桜公園テニスコート・多目的広場、黒笹公園多目的広場のほか、三好池及び保田ヶ池カヌー施設の維持管理業務を行う。	スポーツ課
みよし市スポーツ大会等開催事業	各大会、行事に子どもから高齢者まで多くの方が参加し、スポーツ交流や健康づくりの場となっている。 市民に親しまれ、スポーツを通じた青少年の健全育成並びに高齢者の健康づくりに資するイベントを実施する。	スポーツ課
スポーツ教室開催事業	幼児の親子体操教室、幼児体育教室、スタンプ教室、成人スポーツ教室を実施する。	スポーツ課
学校体育施設スポーツ開放事業	小中学校の体育館・武道場を住民の体力の向上・スポーツの推進を図ることを目的に、学校行事に支障のない範囲で地域住民に有料開放する。 平成29(2017)年度から開放曜日を増やし、日曜日も開放することとした。	スポーツ課
国体、全国大会出場激励事業	世界大会、全国大会に出場する選手、チームに激励の意味をこめて激励会を開催し、激励金を支給する。 激励金は、みよし市内在住者又はみよし市内の学校に在学し、基準を満たした者に支給する。	スポーツ課
カヌー競技推進事業	平成6(1994)年のわかしゃち国体を契機として整備したカヌー競技場を有効活用し、カヌー競技を通じた青少年健全育成とパドルスポーツの振興を図る。	スポーツ課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
総合型地域スポーツクラブ支援事業	地域において、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる、総合的なスポーツクラブの運営を補助する。	スポーツ課
いきいきクラブ活動補助事業	いきいきクラブ活動等により一層の活性化を図り、高齢者の生きがい又は健康づくりを推進し、高齢者の生活意欲の向上又は介護予防に資するとともに、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上を図ることを目的、にいきいきクラブみよし連合会の事業に対し補助金を交付する。	長寿介護課
シルバー人材センター補助事業	豊かな経験と技術を持つ高齢者に対し、安全で働きやすい就業の場を提供することにより、健やかでいきいきとした老後の生活の維持を図ることを目的に、シルバー人材センターが行う組織の強化、会員の拡大及び就業機会の開拓など高齢者の生きがい事業に対し、補助金を交付する。	長寿介護課
高齢者生きがいセンター運営管理事業	生きがいセンター「太陽の家」の運営管理を指定管理者である公益社団法人みよし市シルバー人材センターが行う。生きがいセンター「太陽の家」の維持管理のため施設の修繕を行う。 指定管理期間 令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日 5年間	長寿介護課
住宅・建築物安全ストック形成事業	昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物について、大規模地震による倒壊を防ぐため、耐震診断、耐震改修工事等に対し補助金を交付し、住宅の耐震化を促進する。 また、建築物の吹き付けアスベスト含有調査等に対し補助金を交付し、市民の健康被害を予防する。	都市計画課
水防力強化・維持事業	水害に備え、水防訓練を行う。 水防体制を確立する。	防災安全課
防災情報等伝達事業	市が発信する災害情報を確実に市民に伝えるために、登録型のメール配信システムを導入し、災害時には市民の携帯電話にメールで情報伝達を行う。 また、防災行政無線を市内各所に設置し、災害をはじめ市民の生命を守る情報や行政に必要な情報等を発信する。	防災安全課
災害対策施設等整備・管理事業	災害発生時を想定した応急対策資材や災害対策用備蓄品、災害用非常食等の整備	防災安全課
防災力強化・維持事業	防災に係る市民を交えた訓練の開催や他機関との協力、連絡体制の維持、災害対策等の研究など、防災に係る総合的な体制づくりを行う。	防災安全課
自助・共助力向上事業	防災マップの配布や、防災講演会、防災リーダー養成講座の開催を通じ、市民自らが自分の身を守るための情報や知識を身につける機会を提供する。	防災安全課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
消防団管理運営事業	消防団の運営管理に必要な費用 ・分団員の報酬や出動報酬、公務災害への対応、分団の運営交付金や研修の開催など、消防団の管理、運営に係る事務を行う。	防災安全課
消防団装備等整備・管理事業	被服や消防資機材、防災資機材、消防車など、消防団活動に必要な装備・車両の配備や管理を行う。	防災安全課
消防施設整備・維持事業	消防団詰所の維持管理や、市内に設置している消火栓、街頭消火器、防火水槽の整備や維持、市内3中学校(三好・北・南)に設置してある飲料水兼用型耐震性貯水槽の保守点検等を行う。	防災安全課
交通安全意識向上事業	児童生徒や高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教室の開催や、啓発を通じた市民の交通安全意識の高揚をはかり、交通事故の防止を図る。	防災安全課
交通安全環境確保事業	交通安全推進員の配置や、交通安全対策施設の設置など、交通安全に係る環境整備を行う。	防災安全課
防犯推進事業	防犯に関する啓発活動、防犯灯の管理、豊田みよし防犯協会事業への協力、防犯カメラ設置推進事業等を行う。	防災安全課
安心ステーション管理運営事業	「安心ステーション」を設置し、地域住民の安全安心を図る。	防災安全課
安全なまちづくり活動推進事業	安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、安全なまちづくり推進協議会による防犯活動や交通安全活動、安全なまちづくりだよりの発行、自主防犯パトロール隊支援のほか、犯罪被害者等への支援を行う。	防災安全課
社会を明るくする運動啓発事業	犯罪や非行の防止と更生保護について理解を深めるため、小学生を対象に書道の啓発作品を募集や街頭啓発を実施する。	福祉課
消費生活啓発事業	消費者行政推進事業 1 専門講座の開催 2 商品量目検査の実施 3 貯蓄推進事業の実施 4 消費生活の啓発 5 消費生活展の開催 6 消費生活相談窓口 7 消費生活出前講座の開催 8 弁護士同席の消費生活相談窓口の開設	産業振興課
地籍調査事業	土地の位置や形状などの調査を行い現地調査で確認した境界標識の測量の実施。現状に合った地籍図及び地籍簿を作成のうえ、愛知県知事の認証を受け、公図と登記事項の修正を行う。また、国土調査法第19条第5項の指定を受けた区域と併せて成果を数値情報化し成果の交付を行う。	道路河川課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
都市計画決定事務	市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議を行う。 また、愛知県の都市計画に関する事項について調査審議を行う。	都市計画課
都市計画基本図作成事業	都市計画基本図の作成 都市計画図の印刷 ・都市計画図(1/10,000・1/25,000) ・白図(1/10,000・1/25,000)	都市計画課
都市計画基礎調査事業	都市計画法第6条に基づき、県が都市計画に関する基礎調査を行うため、市町村は資料の提出や必要な協力を行う。	都市計画課
まちづくり基本計画更新事務	みよし市まちづくり土地利用条例及びみよし市まちづくり基本計画に基づく土地利用誘導区域図の修正・更新 上位計画(総合計画)の改定による、みよし市まちづくり基本計画の見直し	都市計画課
まちづくり土地利用条例手続事務	まちづくり土地利用条例に基づく小規模開発事業の手続き及び特定開発事業の手続・基準の審査等を行い、必要な助言・勧告及び行政命令等を行なう。  まちづくり審議会 委員5名(弁護士、大学教授)	都市計画課
準用河川維持事業	準用河川などの堤防の草刈りや川底の浚渫、河床及び護岸の維持修繕工事、河床の浚渫工事を実施し、適正な河川管理を行う。 また、各家庭からの雨水流入を抑制するため、雨水貯留タンクの設置補助を実施する。	道路河川課
準用河川改修事業	河川の改修計画に基づき、河川改修工事を実施する。	道路河川課
し尿汲取り清掃事業	・し尿の汲取り及び運搬業務を民間業者に委託し、収集したし尿を「砂川衛生プラント」にて適正に処理する。月1回計画的に収集を行う「定額制」と溜まったら汲取る「従量制」の二方式で行っている。	生活環境課
公共施設浄化槽点検清掃事業	・市が管理する公共施設の浄化槽及びし尿汲取りを点検資格並びに清掃業の許可を持つ業者に委託することにより適正管理をする。 汲取った浄化槽泥汚については、「砂川衛生プラント」にて適正に処理する。	生活環境課
公共交通推進事業	市内の交通空白地帯の解消等を目的とし、市民の足となる交通システムの整備を図るため、平成13(2001)年度からさんさんバスの運行を開始し、現在は9台体制で3路線を運行している。また、バス停までが遠く、バスの利用が不便な地域は乗継タクシーでの交通不便解消を図る。	企画政策課
公共駐輪場整備管理事業	三好ヶ丘駅、黒笹駅及び三好上バス停利用者の利便性を向上させるために設置した駐輪場の管理を行う。	道路河川課

## 基本目標Ⅲ 生き生きと暮らせるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
道路維持管理事業	利用者がいつでも安全かつ安心して道路を通行できるように、道路の安全確保、適切な維持管理、道路の維持補修工事、草刈、パトロール、ごみ拾い等の維持管理委託の発注及び直接修繕を行う。	道路河川課
道路改良事業	増加する車両などの安全確保と沿道住民や歩行者の安全と利便性の向上のため、道路の新設、狭い幹線道路拡幅整備や生活関連道路整備を行い交通事故や渋滞などの道路環境の悪化を防止・解消し、市内の道路交通網を整備する。	道路河川課
里道整備事業	各行政区から分担金を徴収し、要望に基づいた里道の整備を実施する。 大規模集落 10% 大規模集落以外 20%	道路河川課
交通安全施設整備事業	市内の交差点などにカーブミラーを設置するとともに、道路利用者の安全な通行を確保するため、市道に防護柵を設置する。	道路河川課
都市計画道路整備事業	市内に都市計画決定された都市計画道路を新設整備し、幹線道路網によるみよし市都市機能の向上を推進する。	道路河川課
区画整理指導・支援事務	土地区画整理組合及び準備委員会に対し、指導・支援を行う。	公園緑地課
地区計画区域内施設整備事業	地区計画決定された三好中島地区計画の区域内に計画されている地区施設(調整池3箇所)について、整備を進めた。	道路河川課
みどりと景観計画推進事業	みどりと景観計画は、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」と景観法に基づく「景観計画」が一体となった計画で、市内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するとともに、良好な景観形成のために、建築物の建築等の行為が基準を満たしているか審査を行う。	都市計画課
やすらぎ霊園管理事業	・墓地管理講習会への参加 ・墓地管理(電気、水道、パンフレット、通信費) ・霊園維持管理委託(樹木管理、清掃等)	生活環境課
結婚新生活支援事業	少子化対策の一つとして、対象世帯に補助金を交付し、結婚生活に対する経済的不安の軽減と生産年齢人口(特に若年層)の定住促進を図る。	こども政策課
就労支援雇用安定事業	国、愛知県等と協力し雇用の確保と改善、働く人たちの安全で安心して働ける環境づくり、少子・高齢化等が進行する中での多様な働き方の実現を支援する。	産業振興課